

産後ケア事業（宿泊型）の区内医療機関での実施について

令和2年7月から産後ケア事業（宿泊型）を開始したが、区内での産後ケア事業の充実を図るため、区内医療機関での産後ケア事業（宿泊型）を新たに令和3年2月から実施する。

1 対象者

次の（1）～（4）のすべてに該当し、利用が必要と区が認めた方

- （1）大田区に住民登録のある方で申請時点で産後4か月未満の方
- （2）体調不良や授乳・育児に不安がある方
- （3）産後において家族等の支援が得られない方
- （4）産後ケア事業を実施する医療機関で出産し、引き続き延泊して産後ケアを受ける方

2 ケア内容

- （1）産後における母体管理及び生活面の指導
- （2）乳房管理及び乳房ケア
- （3）乳児のケア、授乳方法等の育児指導
- （4）母の休養

3 利用日数等

- （1）利用日数・利用回数
1回の出産につき3泊4日まで
- （2）利用者負担額 ※非課税世帯・生活保護世帯の方は減免制度あり
1泊2日 11,000円(税込み)
2泊3日 16,500円(税込み)
3泊4日 22,000円(税込み)

4 実施機関及び事業開始時期

- （1）東京労災病院（大田区大森南四丁目13番21号）
令和3年2月1日から開始予定
- （2）前村医院（大田区大森中二丁目19番17号）
令和3年2月1日から開始予定
- （3）牧田総合病院（大田区西蒲田八丁目20番1号）
令和3年2月8日から開始予定